

# 土砂災害等避難勧告の判断基準

若桜町

平成29年2月7日

勧告等の区分	情報の区分	内 容	対象者・対象地域	情報伝達方法
消防団(水防団) 待機		台風の接近が予想されるとき		
	水防団待機水位 (報告水位)	八東川(浅井)水位 <b>2.2m</b>	消防団(水防団)	・防災行政無線
避難準備・ 高齢者等避難 開始	はん濫注意水位 (報告水位)	<b>はん濫注意水位</b> 八東川(浅井)水位 <b>2.8m</b> を超え、なお も水位の上昇が見込まれるとき	消防団(水防団)	・防災行政無線
	防災気象情報	① <b>雨量基準</b> 1時間雨量 <b>50mm</b> <b>大雨警報(土砂災害)</b> が発表され、かつ、土砂災害危険度 情報で大雨警報の <b>土壌雨量指数基準(114mm)</b> を超過 (レベル1)した場合	土砂災害危険度情報で、危険度が高まっている領 域と重なった区域(状況に応じてその周辺区域を含 めて)の土砂災害警戒区域にある者(避難行動要 支援者を含む) ※区域ごとの対象地区については別表のとおり	・防災行政無線・IP告 知端末 ・日本放送協会・民間 放送局 ・町職員・警察・消防機 関・消防団員などが巡 回、必要により個別訪 問により伝達 ・自主防災組織・その 他支援者を通じて伝達 (避難行動要支援者に 対しては、自治会・福 祉関係・要支援者ご との支援者)
		② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達 することが想定される場合 (来見野、諸鹿・時間雨量 <b>40mm</b> 、連続雨量 <b>200mm</b> 、積 雪深 <b>1.5m</b> 、なだれ注意報) (若荷谷、つく米・時間雨量 <b>30mm</b> 、連続雨量 <b>150mm</b> 、 積雪深 <b>1.5m</b> 、なだれ注意報) (久曾木、落折・連続雨量 <b>200mm</b> )		
		③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早 朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及され ている場合		
		④ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過するこ とが予想される場合		
巡視等現地の状況	役場職員・消防団員の巡視情報 防災カメラの情報 土砂災害危険箇所等の巡視により、近隣で前兆現象が発見 されたとき(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量が変化等)	発見箇所の周辺地域の土砂災害警戒区域にある 者(避難行動要支援者を含む)		

①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令

※上記①～④以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき、町内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累積雨量が一定量を超え、その時点で降に降雨の継続が予想される場合についても、判断基準とする。

※土砂災害危険度情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記①において、避難行動要支援者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害危険度情報の格子判定(1kmメッシュの着色)が出現する前に、大雨警報(土砂災害)の発表に基づき避難準備・高齢者等避難の発令を検討する。

※4つの設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、町の実情に応じて取捨選択する必要がある。

※県と鳥取地方気象台が共同で発表する「土砂災害危険度情報」と気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が土砂災害を補足する情報である。

※土砂災害危険度情報は、県がHPや鳥取県土砂災害警戒情報システムで提供している「土砂災害警戒情報の補足情報」。土砂災害発生の危険度を1kmメッシュ毎に段階表示した分布図。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、気象庁HPで提供されている「土砂災害警戒情報の補足情報」。土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎に段階表示した分布図。

勧告等の区分	情報の区分	内 容	対象者・対象地域	情報伝達方法
避難勧告	河川水位	水位が堤防まで1mを超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき	はん濫した場合被害が予想される地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線・IP告知端末</li> <li>・日本放送協会・民間放送局</li> <li>・町職員・警察・消防機関・消防団員などが巡回、必要により個別訪問により伝達</li> <li>・自主防災組織・その他支援者を通じて伝達(避難行動要支援者に対しては、自治会・福祉関係・要支援者ごとの支援者)</li> </ul>
	防災気象情報	① 土砂災害警戒情報が発表された場合	土砂災害危険度情報で、危険度が高まっている領域と重なった区域(状況により周辺区域含む)の土砂災害警戒区域にある者(避難行動要支援者を含む)	
		② 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害危険度情報:(レベル2)になったとき、かつ、【スネーク曲線で2時間以内に土砂災害発生基準に達すると想定される場合】、さらに降雨が継続する見込みである場合		
巡視等現地の状況	③ 役場職員・消防団員の巡視情報等で堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき 防災カメラの情報 土砂災害危険箇所の巡視により、近隣で前兆現象が発見されたとき(溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)	発見箇所の周辺地域の土砂災害警戒区域にある者(避難行動要支援者を含む)		
<p>①から③のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令</p> <p>※上記①～③以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、町内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累積雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予測される場合。</p>				

勧告等の区分	情報の区分	内 容	対象者・対象地域	情報伝達方法
避難指示 (緊急)	河川水位	水位が堤防まで0.6mを超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき	はん濫した場合被害が予想される地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線・IP告知端末</li> <li>・日本放送協会・民間放送局</li> <li>・町職員・警察・消防機関・消防団員などが巡回、必要により個別訪問により伝達</li> <li>・自主防災組織・その他支援者を通じて伝達(避難行動要支援者に対しては、自治会・福祉関係・要支援者ごとの支援者)</li> </ul>
	防災気象情報	① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報で予測値が土砂災害警戒情報基準値を超過(土砂災害危険度情報:レベル2、かつ、【スネーク曲線で1時間以内に土砂災害発生基準に達すると想定される】)した場合	土砂災害危険度情報で、危険度が高まっている領域と重なった区域(状況により周辺区域含む)の土砂災害警戒区域にある者(避難行動要支援者を含む) ※屋外を經由して避難する方が却って危険性が高い場合には、次善の策として、2階以上の階で斜面等の危険箇所から離れた部屋へ移動するなど屋内での待避等の安全確保措置を周知する ※区域ごとの対象地区については別表のとおり	
	巡視等現地の状況	② 役場職員・消防団員等の巡視情報等で堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき 防災カメラの情報 近隣で土砂災害が発生、近隣で土砂移動現象や前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)の発見	発見箇所の周辺地域の土砂災害警戒区域にある者(避難行動要支援者を含む)	
	災害の発生	③ 土砂災害が発生したとき 堤防が決壊したとき		
	避難の状況	④ 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	土砂災害危険度情報で、危険度が高まっている領域と重なった区域(状況により周辺区域含む)の土砂災害警戒区域にある者(避難行動要支援者を含む)	

※ 鳥取県内の記録的短時間大雨情報の発表基準は、60分間積算雨量で90mmを超過した場合。

降雨の実況値により記録的短時間大雨情報の発表基準を超過した場合、土砂災害危険度情報で実況値が土砂災害警戒情報の基準値を超過(土砂災害危険度情報:レベル3又は、【スネーク曲線で実況が土砂災害発生基準を超過した場合】)に相当するため、避難指示(緊急)を発表する。

(避難完了)	防災気象情報	① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報で実況値が土砂災害警戒情報の基準値を超過した(土砂災害危険度情報:レベル3又は、【スネーク曲線で実況が土砂災害発生基準を超過した場合】)場合	—	—
--------	--------	--	---	---